

津山市立喬松小学校 いじめ問題対策基本方針

令和7年度

めざす子ども像

[か]考える子 [が]がんばる子 [や]やさしい子 [き]郷土を愛する子

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも特別支援コーディネーター、養護教諭、PTA会長等が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、本校の課題を基に校内研修や保護者対象の講演会を実施したり児童への情報モラル教育の推進を図ったりする。

・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のためにアンケートを実施する。事後に担任による教育相談を行い指導に生かす。また、得られた情報は教職員間で共有を図るとともに、教育相談週間と連携が取りやすい実施時期を工夫する。

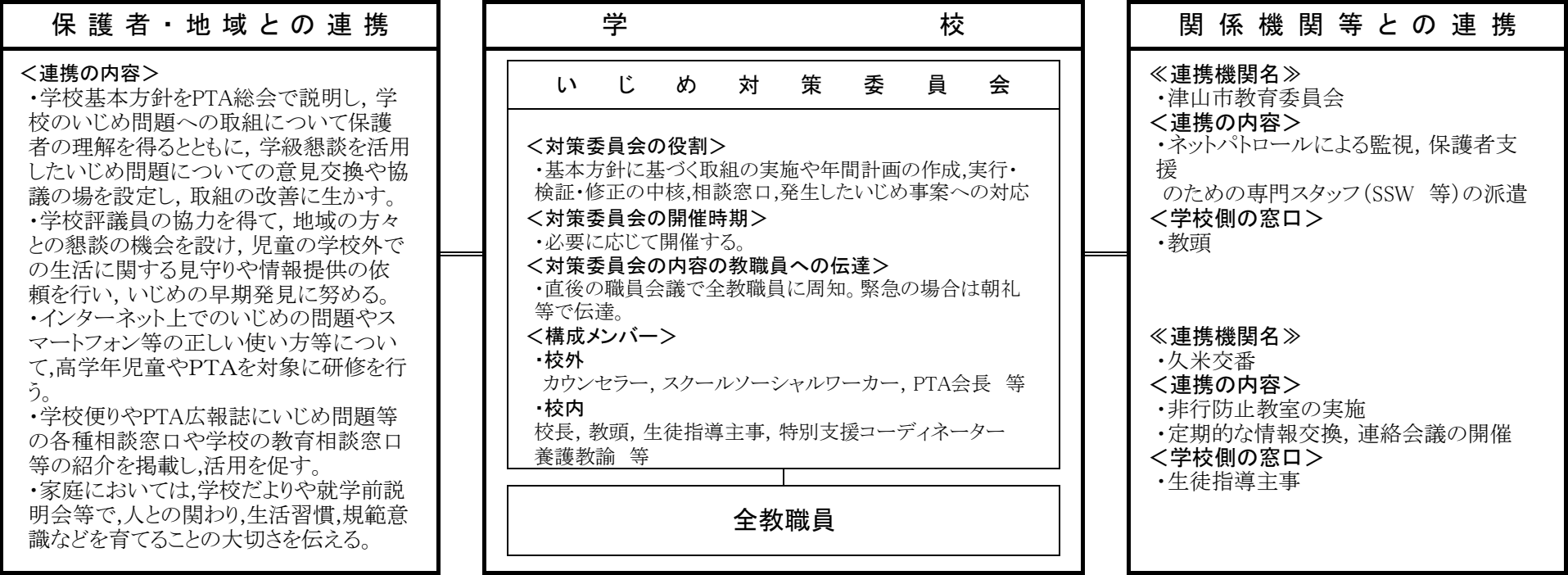
・児童の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録・保管し、指導に生かす。必要な見守りを継続し、いじめの行為が3ヶ月以上止んでいると確認されたとき、いじめの「解消」と判断する。

＜重点となる取組＞

・生徒指導の4つの重点目標（①挨拶返事②廊下の右側を静かに歩く③整理整頓・靴揃えをする④友達を大切にする）をもとに、学級や個々の児童の実態に合わせて指導する。凡事徹底（挨拶・返事・靴揃え）を図ること、思いやりの心を育て心地よい言葉遣いができるようにすることについては、様々な場面で、また継続的に発信、指導を行う。

・児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さずトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

・児童のインターネット利用実態をとらえ、各学年で児童に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	（教員研修） ・教職員の指導力向上のため、必要に応じて、携帯電話事業会社、津山警察署生活安全課等から講師を招聘し、児童生徒のネット利用状況と指導上の留意点についての研修を行う。 ・児童の訴える力の育成、見て見ぬふりをせず互いに支え合う風土を培う。 （児童会活動） ・年間を通して、運営委員会の児童が主体となった取組を進め、全校児童の思いやり（いじめ防止）についての意識を高める。 （居場所づくり） ・日頃の授業や行事、特別活動等で誰もが活躍できる場を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 （情報モラル教育） ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する側の責任の自覚や適切に利用する力を身に付けさせるよう、情報モラルに関する授業を各学年で実施する。 （道徳・人権教育） ・児童の訴える力の育成、見て見ぬふりをせず互いに支え合う風土を培う。
② 早期発見	（実態把握） ・児童の実態把握のためのアンケートや保護者との教育相談を学期ごとに実施し、いじめの早期発見や家庭との連携を図る。（実態把握アンケートと教育相談については、必ず実施のこと） （相談体制の確立） ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなくきめ細かな声かけを行う。児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。 （情報共有） ・月1回の生徒指導の会で気になる児童の様子について情報交換を行う。児童の気になる変化や行為があった場合には、早急に情報を共有し対応する。 （家庭への啓発） ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭でも児童の様子を見つめるように学級懇談や教育相談等で啓発を行う。
③ いじめへの対処	（いじめの有無の確認） ・いじめをより積極的に認知するとともに、本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたりその可能性が明らかになったときは、100％の解消を目指し、速やかにいじめの事実の有無を確認する。 （いじめへの組織的対応の検討） ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 （いじめられた児童への支援） ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 （いじめた児童生徒への指導） ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることや相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。